平成 25 年 2 月 14 日
第 10 回会議
資 料 6

市民提案型協働事業スケジュールと工程

① ４月１５日号広報で周知

事業概要及び講演会・制度説明会の周知を行う。併せて募集要領の配架も行う。

⇩

② ５月上旬
協働講演会 / 説明･ 相談会

行政職員・市民活動団体を対象に、協働についての研修会と制度説明会を開催する。

⇩

③ ５月上旬～６月上旬
事業企画案の提出受付

⇩

④ ６月上旬
担当課の割り振り(庁内調整)

提案内容が複数課にまたがる場合は、庁内調整により窓口となる課を選定する。
関係課長調整…提案ごとに関係課の課長と調整の上、窓口となる課を決める
なお、この時点で窓口となる課を決めることが困難な場合は、提案団体による事業説明・意見交換の結果を踏まえて決める。

⇩

⑤ ６月中旬～７月上旬
提案団体による
事業説明･意見交換

提案団体から企画案の説明を行い、団体と関係課の意見交換を行う。地域政策課も同席し、調整にあたる。

⇩

⑥ ７月上旬
担当課からの意見書提出

意見交換等を踏まえ、関係課は事業の必要性・可能性等に関する意見書を提出する。

⇩

⑦ ７月下旬
第一次審査 (書類審査)

市民活動推進委員、行政職員（企画部長・総務部長・市民部長・事業所管部長）が審査を行う。

→不採択の場合：応援補助金・市の名義後援・提案団体又は行政の単独事業などに振り分ける

⇩

⑧ ８月上旬～８月下旬
提案団体との意見交換
提案内容の確認と調整

第一次審査通過団体と担当課による事業実施に向けた意見交換を実施する。
必要に応じて地域政策課も同席する。

⇩

⑨ ８月下旬
意見交換結果確認書の提出
事業提案書の提出

意見交換の結果を踏まえて確認書を提出する。
意見交換で意見の整った提案については、事業提案書を提出する。
※意見交換期間内に、事業実施上の課題を整理することができない場合は、プレゼンテーションに進むことはできない。

⇩

⑩
９月中旬
第二次審査
（プレゼンテーション・審査会）

市民活動推進委員、行政職員（企画部長・総務部長・市民部長・事業所管部長）が審査員となり、審査を実施し、事業の選定を行う。

→不採択の場合：応援補助金・市の名義後援・提案団体又は行政の単独事業などに振り分ける

⑪
９月下旬
実施事業の採択

市長へ審査結果を報告し、その報告を踏まえて、事業の採否等について決定します。

⑫
９月下旬～
事業実施に向けた協議

提案団体と担当課による事業実施に向けた役割分担や事業費などの協議を行う。

⑬
１０月中旬
担当課による予算要求

⑭
３月
予算案の議決により
事業実施の決定

⑮
翌年度４月
協定等の締結
事業開始

⑯
翌年度１０月
中間報告

⑰
翌年度３月
報告書作成

⑱
翌々年度６月
事業報告会